

◆空き家対策相談会の開催

《相談会の概要》

開催日：令和7年9月27日（土）午前10時～12時

事前予約制 1組25分×4組まで

テーマ：空き家の解体、利活用について

《主な相談内容》

- 自分の代で所有している空き家の処分をしたい。解体費用や更地にしたあと売却等は可能か。
- 父が亡くなり、住んでいた家を更地にしたいが、費用はそのくらいか。
- 以前に住んでいた古い家を処分したいが、どうしていったらいいか。
- 空き家と土地を所有しているが、県外在住なので、処分したいがどうしたらいいか。



《対応等》

- 解体費用については、坪3万円くらいが目安。ただ、4 t 車が入れる道がない、アスベストが含まれている、茅葺や土壁などといった状況によっては、金額が高くなる。
- 更地にすることで、固定資産税が増えるが、放置することで発生するリスクもある。
- 建物の状態によっては、建物がある状態で売却に出して、更地にするかどうかは買主に判断してもらう方法もある。建物があれば、空き家バンクへの登録もできる。